



回覧しましょう (have(持つ)から be(在る)へ) 令和5年(2023)12.1 師走 (NO.362)



ペルダ通信



メール・アドレス hi-perda@shine.tnc.ne.jp URL <http://www.hi-perda.com>

“気づきが自分を変えていく” 傾聴訓練研修・メンタルヘルス研修 お請けします！”

社会保険労務士法人ペルダ・コンサルティング：労働保険事務組合静岡経済協会：静岡県中小企業家同友会会員

会社のメンタルヘルスは 社員の気持ちを よく聴き 話せば 社員も職場も 生き生き



・しごとよりいのち・人柄とやる気と能力で雇用・なくそう受動喫煙・静岡県最低賃金 984円
 いよいよ12月、締め月。あなたにとってこの一年はどんな年でしたか。労働関係法令は多くの改正がありました。多くは、職場環境を整備し、働きやすい、やりがいのある環境をつくること为主なものです。就労人口が減り続けるなか、人材確保には重要なテーマ、来年に向け準備をしましょう。



《 年末年始休暇のお知らせ 》

誠に勝手ながら、下記期間について年末年始休暇とさせていただきます。

令和5年12月29日(金)～令和6年1月4日(木) (1月5日(金)は営業です。)

✓安全運転管理者の業務が拡充されました(令和5年12月1日～：警察庁)

事業所ごとに、自動車の安全運転に必要な業務を行う者として「安全運転管理者の選任」を行わなければなりません。選任の要件は事業所ごとに・乗車定員が11人以上の自動車1台以上・その他の自動車5台以上(自動二輪車(原付除く)は0.5台として計算)使用する事業所。令和4年4月1日から①運転前後の運転者の酒気帯びの有無を目視で確認すること、②酒気帯びの有無について記録し1年間保存することが義務化され、令和5年12月1日から、①アルコール検知器で運転者の酒気帯びの有無を確認すること、②故障がないようアルコール検知器を常時用意することが義務化されました。(アルコール検知器は、呼気中のアルコールを検知し、その有無や濃度を警告音・警告灯・数値により示す機能のある機器)

✓年末年始無災害運動：令和5年12月1日～令和6年1月15日(主唱：中災防)

《 健康と安全で 幸せつなぐ 年末年始 》

働く人たちが年末年始を無事故で過ごし、明るい新年を迎えることができるよう、職場の安全と健康を確保するための運動で、昭和46年に始まりました。年末年始は、大掃除や機械設備の保守点検・再稼働等の作業が多くなり、物流等の増加に伴う交通・荷役作業時の災害、積雪・凍結による転倒等の危険が増える。事業所は、非常作業での安全確認の徹底、作業前点検の実施、作業手順、交通ルールの遵守、安全衛生保護具の点検、感染症予防を含めた社員の健康状態の確認など全員で取り組むこと。

✓静岡県産業別最低賃金が改定(令和5年12月21日施行)

静岡労働局は、次の産業の最低賃金について改定することを決定し、令和5年12月1日より適用する。

鉄鋼、非鉄金属製造業	1,012円(979円)
はん用・生産用・業務用・輸送用各機械器具製造業	1,028円(995円)
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	997円(964円)

*かっちは、従前の時間給。電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業は、令和5年12月20日までは、静岡県最低賃金の984円が適用されます。「タイヤ・チューブ、ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業」は、静岡県最低賃金の984円が適用されます。



3. 職場秩序とは

企業は多数の社員を擁して運営されているため、一人ひとりが勝手な行動をしては存立はあり得ない。組織は秩序がないと維持できず、“団体あるところに秩序あり”といわれる所以である。したがって、企業は人の集団で業務が遂行されているので一定のルールや規律がないと混乱してしまう。ことに、多数社員の労務提供が「有機的に行われる企業においては、何よりも職場における規律と協同が重んじられ」(静岡地裁判決:国鉄静岡管理局事件:昭48.6.19)、「企業秩序は、多数の労働者を擁する企業の存立、維持のために必要不可欠であり、使用者は「経営秩序を維持し、生産性の向上を図るために、労働者の秩序違反について、就業規則に基づいて懲戒処分を行うことで乱された企業秩序を回復、維持することが判例上認められている。このため、就業規則で①「社員は、秩序を維持し業務の円滑な遂行のために次の事項を守らなければならない」または、②社員は互いに協力して職場の秩序を守り、明朗な職場を維持し、作業能率の向上を図らなければならない」などと規定している。労働契約の本質から当然の真理(物事の道理、わけ)を定めたものであり、たとえこのような規定がなくても同様である。

✓アマゾン配達員労災認定/実態は雇用/横須賀労働基準監督署認定(令和5.10.4)

アマゾンジャパンの商品配達を個人事業主(フリーランス)として委託され、工作中に負傷した60代男性を横須賀労働基準監督署(神奈川)が労災認定した、労働組合東京ユニオンが明らかにした。本来個人事業主は労災の対象外であるが、横須賀労基署は、男性は指揮命令を受け自己裁量が少なく、「労働者」に該当するとして、補償を受ける権利があると判断。実態は雇用なのに、業務を請け負う形で働く個人事業主は「名ばかりフリーランス」と呼ばれ労働基準法で保護されないことが問題視されていた。同じような形態で働く人も対象となり得ることを示し、同時に個人事業主を労働力として利用する他の企業にも影響を及ぼす可能性がある。男性は、アマゾン下請運送会社と業務委託契約し、昨年9月、商品配達中、階段から転落し腰を骨折、今年9月に労災が認められ、50日分の休業補償給付が決定した。

✓労災は月曜日に、始業直後に発生/出雲労基署(島根)(労働新聞ニュース:2023.9.25)

出雲労働基準監督署(島根)は、安全活動の「マンネリ化」を防ぐため、過去に管内で起きた労働災害を分析し、発生状況を曜日別にまとめたリーフレットを作成した。曜日によって取組みを変えるなど、メリハリのある安全活動を促している。平成10年から令和2年の23年間の労災を分析し、曜日ごとの目立った点をまとめた。月曜日では、「始業直後・昼休み後の災害が多い」といった時間帯の特徴と「建設業の災害が多い」など業種別の傾向も示した。リーフレットを作成し、「月曜日は休み明けで、身体が仕事に慣れておらず、災害防止のため月曜日の朝は職場全体で体操を行う」など、曜日ごとに災害発生要因を分析し、不安全行動を防ぐ取組を立案するよう勧めている。

★トラックドライバーの残業時間の削減 発荷主と着荷主の配慮が過重労働を防ぐ

★60時間(1ヶ月)を超える時間外労働の割増率は50%!

★2ヶ月以内雇用でも、最初から社会保険加入が義務! ★高額療養費「限度額申請」を!

★パート・アルバイト社会保険加入義務化:51人以上(令和6年10月より)

★車到山前必有路(くるまさんぜんにいたりてかならずみちあり)(進めば必ず道開く)

11月1日現在:静岡県人口 3,552,421人(前月比1,097人減):内訳:自然動態 2,364人減(出生1,747人・死亡4,111人)、社会動態 1,267人増(転入11,419人・転出10,152人):世帯数 1,515,652世帯(1,340世帯増):静岡市人口 676,940人(前月比人346人減):世帯数 301,846(174世帯増)
